

企業信用情報システム導入に係る委託契約の必要性の検討

担当課：総務部契約局総務委託物品課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果										
<p>1 企業情報提供サービス利用契約の内容 入札参加業者が、倒産その他の経営状況の変化により、府の発注する建設工事等を受注・履行できない状況に陥っていないかどうかをチェックする目的で、平成15年度より株式会社帝国データバンク（以下「委託業者」という。）と随意契約を締結している。</p> <p>(1) 大阪府電子調達システムと委託業者の企業信用情報に係るデータベースとをネットワークを通じて接続することにより、職員は常時、企業の信用情報を閲覧できる（平成25年度の閲覧件数は、9,892件）。</p> <p>(2) 倒産等の情報は翌日に反映されるため、例えば低入札価格調査を必要とする案件が発生し、経営状況を確認する必要性が生じた場合などには、その時点での最新の情報を得るために使用している。</p> <p>(3) 閲覧できる企業情報は、主要な取引銀行、仕入先及び得意先、並びに、売上高及び利益に関する情報である。</p> <p>2 随意契約の理由 地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づくもので、当該理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>帝国データバンクの企業信用情報のデータベースは、大阪府電子調達システムとネットワークを通じて接続し、常時、信用情報を更新・提供するサービスを行っている唯一の機関であること、及び国土交通省電子入札コアシステム対応の電子証明書の発行を行っており、電子入札の運用についても豊富な知識を有している。</p> </div> <p>3 委託金額の推移</p> <table border="1" data-bbox="270 1381 780 1591"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>3,990,000円</td> </tr> <tr> <td>H16～H18</td> <td>11,760,000円</td> </tr> <tr> <td>H19～H23</td> <td>11,235,000円</td> </tr> <tr> <td>H24～H25</td> <td>11,025,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成15年度は契約開始時期が12月のため4か月分の金額</p>	年度	金額	H15	3,990,000円	H16～H18	11,760,000円	H19～H23	11,235,000円	H24～H25	11,025,000円	<p>1 企業信用情報システムが提供する情報は、通常民間事業者が信用取引を継続して行うに際して、与信管理の一つの情報として活用するためのものであり、最新の情報ではあるが、入札参加業者が建設工事等を受注・履行できない状況かどうかをチェックするには不十分な内容である。</p> <p>2 建設工事受注の際には、通常、落札候補者が経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出することになっており、当該通知書には財政状態等を示す情報が記載されることから、その活用でチェックすることも可能である。</p> <p>3 契約局は、各部局が具体的にどのように業務に活用しチェックしているかを把握しておらず、当該システム導入の効果が明確ではない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 企業信用情報システムの情報が導入目的に適っているかを検証するとともに、各部局の活用実態を把握した上で、当該委託契約の効果を検証し、契約の継続の必要性について検討されたい。</p>
年度	金額											
H15	3,990,000円											
H16～H18	11,760,000円											
H19～H23	11,235,000円											
H24～H25	11,025,000円											

措置の内容

監査の結果を踏まえ、各部局における企業情報提供サービスの活用実態を調査した結果、同サービスを活用している部局については、同サービスと同様の企業情報の提供を受けることができる代替措置が可能であることが確認できた。また、契約局の業務についても代替手段による対応ができることから、平成27年度より企業情報提供サービス利用契約の継続を行わないこととした。